

## 奈井江町告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度及び令和8年度において、奈井江町が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等について、次のとおり定める。

令和6年12月13日

奈井江町長 三本英司

### 第1 基本的資格要件

#### 1 法的適正

奈井江町が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）に必要な資格（以下「資格」という。）の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 参加しようとする競争入札に付される事項の性質又は目的上、その履行についての法令の規定に基づく許可、認定、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、免許、登録等を受けている者であること。
- (2) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは含まれない。）でないこと。
- (3) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定により競争入札への参加させない者の決定を受けた後、その決定にかかる期間を経過していない者、及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

#### 2 経営内容等

- (1) 建設工事の場合は、令和7年1月1日（以下「審査基準日」という。）において、2年以上その事業を営んでいること。また、建設工事以外の場合は、審査基準日において、1年以上その事業を営んでいること。
- (2) 建設工事の場合は、審査基準日の直前2年の各事業年度のいずれかの決算において、建設業に係る完成工事高を有していること。また、建設工事以外の場合は、審査基準日からさかのぼって1年間に、その事業に係る実績を有していること。
- (3) 従業員数は、法令の規定により免許、登録等を必要とするものにあつては、当該免許、登録等を受けている者の人数によること。個人にあつては、従業員（代表者を含む。）の数が2人以上であること。
- (4) 国税、都道府県税及び町税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者でないこと。

### 第2 建設工事に係る競争入札参加資格格付のための審査

#### 1 格付に係る審査項目及び基準

- (1) 客観的要素の審査項目及び基準は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果通知における総合評定を客観的事項の評定数値とする。

- (2) 技術・社会的要素（発注者別評価点）の審査項目及び基準は、格付を行う当該年度の前年度及び前々年度に施行した工事に係る工事施工成績の評定数値と町税の納付状況による評定数値の和とする。なお、当該評定数値は、当該申請者の客観的要素の評定数値の20パーセント以内とする。

2 総合評定数値

格付のための総合評定数値は、客観的要素と技術・社会的要素（発注者別評価点）の評定数値の和とする。

3 格付の方法及び等級

- (1) 格付のための総合評定数値により各申請者の格付を決定しようとするときは、総合評定数値の分布、各等級の構成比、工事予定価格帯及び町が発注する工事量等を勘案の上、格付するものとする。
- (2) 工事種類ごとの格付は、土木工事にあつては3等級に、建築工事及び電気工事、管工事、解体工事にあつてはそれぞれ2等級に分けて格付する。

4 対応工事の予定価格

前項により格付された等級に対応する工事予定価格は、次のとおりとする。ただし、工事ごとの技術的難度等を勘案の上、これにより難いと認める場合は、変更できるものとする。

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	解体工事
A	1,500万円以上	1,500万円以上	800万円以上	800万円以上	800万円以上
B	1,500万円未満 500万円以上	1,500万円未満	800万円未満	800万円未満	800万円未満
C	500万円未満				

第3 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とする。

第4 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）に規定する者になったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項各号（政令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定に基づき、競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (4) その他、第1に定める資格要件を欠くに至ったとき。

第5 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請の時期は、令和7年1月14日(火)から令和7年1月31日(金)まで

(土・日曜日、祝日は除く毎日、午前9時から午前11時、午後1時から午後4時まで)

## 2 申請の方法等

### (1) 申請書様式

ア 建設工事及び設計等は、北海道公契連モデル様式（奈井江町ホームページに掲載）を使用すること。

イ 物品及び役務の提供等については、申請書は北海道様式を準用するが、それ以外は本町が定める様式を使用すること。

ウ 本町が定める様式については、奈井江町ホームページから取得すること。

### (2) 申請書に添付する書類

ホームページで公開する「奈井江町建設工事等入札参加資格申請書類一覧表」又は「奈井江町の物品の購入等入札参加資格審査申請書類一覧表」を参照すること。

### (3) 申請書の提出方法

ア 提出については、持参又は郵送（1月31日消印有効）のどちらでも可とする。

※郵送の場合は、封筒の表に「資格者審査申請書類在中」と朱書表示すること。また、返送用として返送先を記載し、必要料金の切手を貼付した封筒【定形（長形3号）】を同封すること。

イ 複数の申請区分に申請する場合は、1冊のファイル（A4縦フラットファイル、色・留め具指定なし）に申請区分ごとにインデックス等で整理して綴じること。なお、共通書類は1部とすること。

### (4) 申請書の受付場所

持参提出：奈井江町役場総務課管財係（㊟番窓口）

郵送提出：〒079-0392 北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地  
奈井江町役場総務課管財係

### (5) その他

ア 受付期間終了後の申請は受理いたしませんのでご了承願います。

イ 郵送での申請については、申請書の控えの返送をもって入札参加資格審査結果通知に代えさせていただきます。